

2020年3月2日

お客さま 各位

東奥信用金庫

### 預金規定等の改定および電子化について

平素は、東奥信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および2020年4月より施行される民法改正を踏まえ、預金規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定は、当金庫ホームページに掲載させていただきますので、当金庫窓口での預金規定等の配布を終了させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※印刷した規定の交付を希望するお客さまは、当金庫窓口へお申し出ください。

### 記

#### 1. 主な改定内容（下線部分の条項を追加・変更いたします。）

- (1) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた」改定  
【普通預金規定より抜粋】

#### 6. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 第1項もしくは第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前四項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 7. 解約等

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が共通規定第8条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 第6条第1項から第4項に定める取引制限等が1年以上に亘って解消されない場合

⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、または第6条第1項もしくは第3項にもとづき、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

(3)(4)(5) 省略

※6.(2)に関する条項につきましては、普通預金規定・貯蓄預金規定にのみ追加いたします。

## (2) 民法改正を踏まえた改定

### ① 契約の成立時期の明確化

#### ○. 預金契約の成立

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### ② 定期預金等の満期前解約の制限の明確化

#### ○. 解約

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この定期預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

### ③ 預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

#### ○. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人

等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

④ 通知等に関する到達時期の明確化

○. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑤ 規定変更時の周知方法等の明確化

○. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2. 改定・電子化する預金規定等

別紙「改定および電子化する預金規定等」を参照願います。

3. 改定日

2020年4月1日（水）

以 上

## ○改定および電子化する預金規定等（改定日 2020年4月1日）

No.	規定の名称	電子化と同時に改定する内容						その他の改定
		マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策	民法改正対応				規定変更時の周知方法等の明確化	
			契約成立時期の明確化	定期預金等の満期前解約の制限の明確化	預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化	通知等に関する到達時期の明確化		
1	当座勘定規定（一般用）	○	○		○		○	※1
2	当座勘定規定（専用約束手形口座用）	○	○		○		○	※1
3	普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定				○		○	※1、2
4	普通預金規定（利息毎月型普通預金および決済用普通預金を含む）	○	○				○	※1、2
5	定期性総合口座取引規定		○		○		○	※1、3
6	貯蓄預金規定	○	○				○	※1
7	納税準備預金規定	○	○				○	※1
8	通知預金規定	○	○		○		○	※1
9	後見支援預金特別約定		○				○	※1
10	「東奥信用金庫通帳アプリ口座」に関する特約							※4
11	各種定期預金共通規定	○		○	○	○	○	※1
12	期日指定定期預金規定		○	○			○	※1
13	自動継続期日指定定期預金規定		○	○			○	※1
14	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー）		○	○			○	※1
15	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー）		○	○			○	※1
16	自由金利型定期預金規定（大口定期）		○	○			○	※1
17	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）		○	○			○	※1
18	定期積金規定	○	○	○	○	○	○	※1
19	譲渡性預金規定	○	○	○	○	○	○	※1
20	財産形成積立定期預金規定	○	○	○	○	○	○	※1
21	財形住宅預金規定	○	○	○	○	○	○	※1
22	財形年金預金規定	○	○	○	○	○	○	※1
23	カード規定		○			○	○	※1
24	法人カード規定		○			○	○	※1
25	デビットカード規定		○				○	※1、5
26	キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定							※4
27	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定							※4
28	振込規定						○	※1
29	封緘預り規定	○	○		○		○	※1
30	保護函規定	○	○		○		○	※1
31	貸金庫規定	○	○		○		○	※1
32	夜間金庫規定		○				○	※1
33	保護預り規定兼振替決済口座管理規定		○		○	○	○	※1

※1：条番号の変更および条番号の表記方法を統一

※2：利息毎月型普通預金規定と決済用普通預金規定を普通預金規定に併合

※3：預金利息の支払いに利息毎月型普通預金を追加

※4：改定箇所なし（電子化のみ）

※5：決済用普通預金規定の普通預金規定への併合に伴い決済用普通預金規定に関する項目を削除